

総合的創業支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する総合的創業支援事業業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

創業の新たな芽を掘り起こすとともに、女性や若者（30歳未満）・シニア（55歳以上）等を対象に創業準備段階から創業後、経営が軌道に乗るまでを一貫して支援し、新たな活力により県内産業の振興を図るものである。

2 委託期間

契約締結日から令和5（2023）年3月31日（金）まで

3 委託料

- (1) 3,710,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
- (2) 委託料の支払は、原則として、事業完了後の精算払いとするが、本業務の遂行上必要があると認められるときは、委託業務の遂行状況に応じて委託料の一部を支払うことができる。
- (3) 対象経費

区分	内容
1. 人件費	本事業に直接従事する従業員等の人件費
2. 謝金	講師、専門家等の謝金
3. 旅費	従業員、専門家等の旅費
4. 使用料及び賃借料	施設使用料、リース料等
5. 広報費	広告宣伝費、リーフレット作成費等
6. 通信運搬費	送料等
7. 委託費	県が特に認めるもの
8. その他	県が特に認めるもの
9. 一般管理費	1. ～ 8. の合計の10%以内
10. 消費税及び地方消費税	1. ～ 9. の合計の10%

(4) 対象とならない経費

- ① 備品購入費
- ② 設備費
 - ア 不動産の購入経費
 - イ 車両の購入経費
 - ウ 施設の設備の改修経費
- ③ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ④ その他、事業との関連が認められない経費

4 業務内容

創業希望段階から創業初期、さらには成長に向かう段階まで、各段階に対応した創業支援を実施するため、次の事業を実施する。

なお、事業実施にあたっては、特に、女性、若者、シニアの創業支援に重点を置く。

(1) 創業者・創業希望者交流会（創業全段階）

概要	創業希望者から創業間もない者までの創業に関する不安や悩みを払拭するため、参加者同士や先輩起業家等との意見・情報交換及び人的ネットワーク形成のための交流会を実施し、創業への後押しを行う。
主な対象者	創業希望者から創業初期段階の者
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：年4回程度 ・参加者数：各回30名程度 ・参加費：無料 ・内容：先輩起業家の講演、参加者同士の情報・意見交換等

(2) 創業塾（創業準備段階）

概要	創業に関する基礎知識の習得及びビジネスプラン作成の個別支援等を行う。
主な対象者	創業準備段階の者
内容	<p>① 基礎編【創業に関する基礎知識の習得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：年10回程度 ・参加者数：各回40名程度 ・参加費：無料 ・内容：創業の心構え、マーケティング、会計、労務管理、開業手続き等の創業に関する基礎知識の習得。 <p>② 実践編【ビジネスプラン作成個別支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：年5回程度 ・参加者数：各回10名程度 ・参加費：1名につき5,000円を徴収 ・内容：ビジネスプラン作成個別支援

(3) 創業分野別フォローアップセミナー（創業初期段階）

概要	創業間もない者が直面している専門的な諸課題の解決や人的ネットワークの形成のため、業種別に先輩起業家や専門家による講義及び個別相談会を開催する。
主な対象者	創業初期段階の者
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：年3回程度 ・参加者数：各回20名程度 ・参加費：無料 ・内容：先輩起業家の講演、専門家による個別相談会等

(4) 創業施策 PR 事業

概要	県の創業施策について PR を行う
主な対象者	創業準備段階の者
内容	・実施期間：PR する施策の実施 1 か月程度前から終了まで ・対象人数：200 名程度

(5) 総合相談（創業全段階）

概要	創業全般にわたる相談を行う
主な対象者	創業希望者から創業初期段階の者
内容	・開催回数：月 7 日程度 ・相談料：無料

(6) その他の創業支援

5 実績報告書等の提出

- (1) 乙は、本業務契約締結後、3ヶ月ごとに「業務遂行報告書」（様式任意）を作成し、速やかに甲に提出すること。
- (2) 本業務完了後、乙は「業務実績報告書」（様式任意）を作成し、業務を完了した日から起算して 10 日以内に県に提出すること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 関係書類は 5 年間保存すること。また、甲の求めに応じ、乙は関係書類の提出を行うこと。

6 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上定めるものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項については、乙は、契約金額の範囲内で実施するものとする。